

○スポーツ大会出場選手又は団体に対する菊川市教育委員会奨励金支給要綱

平成17年1月17日
教育委員会告示第12号

(目的)

第1条 各種スポーツにおける全国・県大会等に出場する選手又は団体に奨励金を支給することにより、更なる活躍及び技術の向上を願うことを目的とする。

(対象及び金額)

第2条 奨励金の支給対象及び金額は、次の表のとおりとする。

対象となる大会		対象者	金額
オリンピック		対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。	80,000円
世界選手権		1 菊川市に在住するものであって、市内・外に在学又は在勤している者であること。	50,000円
アジア大会		2 出場大会がアマチュアスポーツ大会(公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟団体が主催、共催又は公認する大会に限る。以下同じ。)であること。また、以下のいずれかに該当すること。ただし、年1回の支給とする。	30,000円
全国大会	個人	(1) 東海大会、県大会又は地域予選を経て、代表権を得た者(団体競技の場合にあっては、予選において団体登録されているものであって、出場した者に限る。)	5,000円
	団体 (市内在住者が4人以下の場合 は、個人金額に 出場人数を乗じ て得た金額とす る。)	(2) 大会実施要綱等に規定された標準記録等に到達して出場する者	25,000円 (5人以上)
		(3) その他菊川市教育委員会が適当と認める者又は団体	
		3 次に掲げる要件に該当するものは、対象者に該当しないものとする。 (1) 監督、コーチ又はマネージャーとして帯同する者 (2) 予選試合数が2試合未満の場合、または予選大会を伴わず大会へ参加する場合 (3) 中体連に関わる大会 (4) 菊川市以外から同様の奨励金等の支給を受けている個人又は団体	25,000円 (5人以上)
県又は東海大会	個人	対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。	3,000円
	団体 (市内在住者が3人以下の場合 は、個人金額に 出場人数を乗じ て得た金額とす る。)	1 菊川市に在住する小中学生であること。 2 出場大会がアマチュアスポーツ大会であり、次のいずれかに該当するものとする。ただし、年1回の支給とする。 (1) 地域予選を経て、代表権を得た者団体競技の場合にあっては、予選において団体登録されているものであって、出場した者に限る。 (2) 大会実施要綱等に規定された標準記録等に到達して出場する者 (3) その他菊川市教育委員会が適当と認める者、団体 3 次に掲げる要件に該当するものは、対象者に該当しないものとする。 (1) 予選試合数が2試合未満の場合、または予選大会を伴わず大会へ参加する場合 (2) 中体連に関わる大会 (3) 菊川市以外から同様の奨励金等の支給を受けている個人又は団体	10,000円 (4人以上)

2 前項の規定にかかわらず、全国・県大会等に出場する選手又は団体が所属する菊川市内の法人等に対して、市長と協議の上、奨励金を支払うことができる。ただし、同一年度内において同一法人等に対して支払う奨励金は2,000,000円を限度とする。

3 その他の助成金との併用はできないものとする。

4 第2条の規定に基づき、奨励金の支給を受けたもの(選手又は団体が所属する菊川市内の法人等)が同一年度において複数回対象となる大会に出場した場合は、ランクが上の大会(県<東海<全国<アジア<世界<オリンピック)に限り、支給済金額を差し引いた額を支給するものとする。

5 奨励金を受けようとする者は、申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 参加大会要項

(2) 予選大会要項

(3) 予選大会結果(賞状のコピーや新聞の切り抜き等大会参加資格を証明できる物)

(4) メンバー登録票(団体競技に限る)

6 申請期日は、大会開催日前日までとし、期日以降の申請は原則認めない。

(補則)

第3条 この要綱の施行及びその他必要な事項は、市長と協議の上、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度の奨励金支給については、合併前のスポーツ大会出場選手又は団体に対する菊川町教育委員会奨励金支給要綱(平成14年菊川町教育委員会告示第2号)(以下「合併前の要綱」という。)の例によるものとする。

3 この告示の施行の日の前日までに、合併前の要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月24日教育委員会告示第1号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月21日教育委員会告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(特例措置)

2 平成18年度に限り、選抜高等学校野球大会、全国高等学校空手道選抜大会、全国高等学校女子ソフトボール選抜大会に出場する常葉菊川高校に対し、奨励金2,000,000円を交付する。

附 則(平成20年2月29日教育委員会告示第1号)

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、その適用を平成19年度中に支払われたものからとする。

附 則(平成21年1月27日教育委員会告示第1号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月27日教育委員会告示第9号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日教育委員会告示第1号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日教育委員会告示第2号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日教育委員会告示第10号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に改正前のスポーツ大会出場選手又は団体に対する菊川市教育委員会奨励金支給要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれ改正後の要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

[illegible]